TAINS
Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS解体新書

外国法人の国内源泉所得に係る源泉徴収

小菅　貴子【本郷】

はじめに

所得税法212条１項では、非居住者又は外国法人に対し国内において所得税法161条１項の国内源泉所得の支払をする者は、その支払の際、所得税等を徴収し納付しなければならないと定められています。

今回は、外国法人の国内源泉所得に係る源泉徴収が争点となった事例をご紹介します。

Ⅰ．外国音楽家に支払った渡航費等

令4.9.14東京地裁（Z888－2471）（棄却）（控訴）

１．事案の概要

イベントプロモート事業等を営む法人である原告は、外国音楽家を国内で行われる公演に招いた際に、マネジメントを行っていた外国芸能法人等に対し、外国音楽家の出演料とは別に渡航費等（機材の運送費等を含む）を支払いましたが、その支払の際に所得税等の源泉徴収をしなかったとして、源泉所得税の各納税告知処分を受けました。本件は、原告が、人的役務の提供に対する報酬等とは明確に区別された実費相当の渡航費等である本件各支払額は、「人的役務の提供に係る対価」には該当せず、源泉徴収の対象ではない等と主張して、上記処分の取消しを求める事案です。

２．東京地裁の判断

昭和40年改正の趣旨に照らすと、所得税法及び法人税法が採用する「人的役務の提供に係る対価」に対する課税の構造において、純所得課税を受けるには、飽くまで確定申告をすることが必要であって、源泉徴収の対象は「対価」として支払われる外国事業者の収入金額の総額であり、「対価」を得るために要した費用相当の支払額を含むものと解さざるを得ない。

所得税基本通達161－19（「人的役務の提供に係る対価」の支払者が宿泊施設等に対して滞在費等を直接支払い、その額が費用として通常必要であると認められる範囲内のものであるときは、「対価」に含まれないものとすることができる旨の定め）のような取扱いがされる趣旨は、人的役務の提供を受ける者が宿泊施設、交通機関等に対して直接、滞在費、旅費等を支払うことによってその役務の提供者を自己の支配下に置くためのものであって、それによって人的役務の提供をする者に経済的利益が生じたとみることが必ずしも妥当しない場合があるからである。そうすると、少なくとも、人的役務の提供をする外国音楽家自身等において、自らにとって最も利便性の高い条件で渡航や運送等のサービスの内容を決定して料金を支払い、そのようにして決定されたサービスの料金について、人的役務の提供を受ける者が立替金精算払をするにとどまる場合には、上記の取扱いがされる趣旨は妥当しないものといえる。

本件各支払額は、いずれも本件各支払先である外国芸能法人等の国内源泉所得である「人的役務の提供に係る対価」に該当する。

Ⅱ．債務の弁済に係る売買予約契約の権利行使により取得した不動産

平30.11.28福井地裁（Z268－13214）（棄却）
令元.7.3名古屋高裁金沢支部（Z269－13290）（棄却）

法定期間内に上告理由書及び上告受理申立ての理由書が提出されなかった為、高裁において上告却下及び上告受理申立て却下が確定。
令元.9.24名古屋高裁金沢支部（Z269－13316）（上告却下・確定）
令元.9.24名古屋高裁金沢支部（Z269－13317）（上告受理申立却下・確定）

１．事案の概要

本件は、控訴人（原告）が、外国法人であるＢ社から売買予約の権利行使により土地建物を譲り受けたところ、福井税務署長が控訴人には、所得税法212条１項に基づく源泉所得税等の各納付義務があるとして、納税告知処分等を行ったという事案です。

控訴人は、本件土地建物の売買予約は、控訴人がＣ社（Ｂ社の日本における代表者が取締役を務めていた）に貸し付けた合計３億5000万円の債権を担保するための仮登記担保契約であるから、売買予約完結の意思表示がなされたとしても、所有権移転の効力が生じることはない等と主張し、上記処分の取消しを求めました。

２．裁判所の判断

控訴人とＢ社との間で、本件土地建物について、売買代金を総額３億5000万円とする本件売買予約がなされ、控訴人が、平成25年５月28日、本件売買予約上の予約完結権を行使したことにより、両者間に本件土地建物の売買契約が成立し、最終的にその所有権が控訴人に移転したことが認められる。そうすると、控訴人がＢ社に対して支払うべき売買代金は、本件土地建物の譲渡の対価であることが明らかである。

また、所得税法212条１項にいう「支払」には、現実に金銭を交付する行為のほか、その支払の債務が消滅する一切の行為が含まれるものと解されるところ、同日、Ｂ社が、本件土地建物の譲渡の対価を、Ｃ社が控訴人に対して有する債務の弁済に充当することにより、本件土地建物の譲渡の対価である３億5000万円の支払債務が消滅したということができるから、同日時点で、上記の行為は、同項にいう「支払」に当たるものと認められる。（原審判決引用）

本件各処分までの間に、源泉所得税等の納付義務の原因となる事実関係については何ら変更されていないことが明らかであり、控訴人が提起した本件土地建物に係る明渡し等を求める訴えは最終的に裁判上の和解により確定したというべきであるから、控訴人において、もはや仮登記担保法に基づく無効等を主張することができず、したがって、その適用の有無についての判断はこれを要しないというべきである。

Ⅲ．外国法人からの借入金に係る支払利息

平29.4.3非公開裁決（Ｆ0－１－721）（棄却）

１．事案の概要

本件は、原処分庁が、請求人Ａ社のオランダ王国に所在するグループ法人Ｂ社からの借入金に係る利息について、支払利息を毎月末日に借入金元本に繰り入れた時点で当該利息の支払があったとして、源泉所得税等の納税告知処分等を行ったという事案です。

Ａ社は、当該利息の支払債務が当該借入金元本に繰り入れられて消滅した事実はないから、当該利息の支払はなかったとして、原処分の全部の取消しを求めました。

２．国税不服審判所の判断

所得税法212条１項に規定する「支払」には、現実に金銭を交付する行為のほか、元本に繰り入れ又は預金口座に振り替えるなどその支払債務が消滅する一切の行為が含まれると解される。

Ａ社の各事業年度の貸借対照表に計上された「関係会社借入金」勘定の金額は、各事業年度の末日の月次計算書の借入金の残高とほぼ一致しており、当該貸借対照表には「未払利息」勘定がないこと等が認められ、各月次計算書の内容は本件借入金契約によるＢ社とＡ社との間の債権債務の状況を適切に反映しているものと認められる。

本件期間の各月の末日において本件借入金の残高に加算した各月の日割りの利息の累計額（本件各利息）を当該末日の借入金の残高に加算し、その翌月の初日において、当該加算した借入金の残高を利息の算出の対象としていたことからすると、各月の末日において、本件各利息は借入金の元本に繰り入れられたと認められる。

したがって、本件各利息については、各月の末日において、Ｂ社に対し、所得税法212条１項に規定する「支払」があったものと認められる。

おわりに

TAINSで上記判決等を検索する場合のキーワードは、「源泉徴収義務」、「国内源泉所得」です。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、ホームページ上にあるお問い合わせフォームもしくはメール〈info@tains.or.jp〉にてお問い合わせください。